

「あおぞら号」近畿地区運営協議会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は修学旅行専用電車「あおぞら号」近畿地区運営協議会と称する。
第 2 条 この会は、事務所を大阪市浪速区湊町 1-4-38 公益財団法人全国修学旅行研究協会大阪事務局に置く。

第 2 章 目的及び事業

- 第 3 条 この会は近畿地区（1 府 2 県）の近鉄修学旅行専用電車「あおぞら号」の総合的輸送計画の樹立並びに教育的利用についての連絡及び調整等を行うことを目的とする。

第 3 章 会 の 構 成

- 第 4 条 この会は近畿地区（1 府 2 県）の小学校長会、全修協及び近鉄より選出する下記委員をもって構成する。

| | |
|-------|-----|
| 大 阪 府 | 5 名 |
| 兵 庫 県 | 3 名 |
| 奈 良 県 | 3 名 |
| 全 修 協 | 3 名 |
| 近 鉄 | 4 名 |

但し、京都、滋賀、和歌山、各県からの要望があり、会長がその必要を認めた場合は、各 1 名のオブザーバーを出すことができる。

第 4 章 役 員

- 第 5 条 この会に次の役員を置く。

| | |
|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 |
| 常 任 委 員 | 若干名 |
| 事 務 主 幹 | 2 名 |

- 第 6 条 会長、常任委員は運営協議会で互選する。

- 第 7 条 会長は会務を総括し、この会を代表する。常任委員は会長を補佐し常時執行に当たる。会長が事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。事務主幹はこの会の事務を処理する。

- 第 8 条 この会に特別委員を置くことができる。
特別委員は会議に列し必要な助言を与えるものとする。

- 第 9 条 役員任期は一年とする。但し、重任することができる。

第 5 章 会 議

- 第 10 条 会議は必要に応じ会長がこれを招集する。

第 6 章 規 約 の 変 更

- 第 11 条 この規約は運営協議会の議決を経て変更することができる。

第 7 章 補 則

- 第 12 条 この規約は昭和 37 年 4 月 1 日より施行する。

(平成 7 年 9 月 20 日 一部修正)
(平成 26 年 4 月 1 日 一部改正)